

つくば中心市街地再生推進会議開催要項

(趣旨)

第1条 つくば市の中心市街地等において、都市再生のあり方や処分予定の公務員宿舎跡地のあり方等の検討を行うため、つくば中心市街地再生推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項に関する技術的又は専門的事項について検討する。

- (1) 中心市街地の都市再生のあり方及び手法等に関すること。
- (2) 公務員宿舎処分予定地のあり方等に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、市長が定める委員をもって構成する。

(開催期間)

第4条 推進会議は、平成25年5月14日から第2条に規定する検討事項が終了したときに終わる。

(座長)

第5条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

(意見の聴取等)

第6条 座長は、必要があると認める場合には、委員以外の者の出席を求めてその説明や意見を聴くこと、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画部企画課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成25年5月14日から施行する。